令和８年（フ）第６８６号

千葉市若葉区桜木１丁目32番12号　エクラシア若葉桜木

破産者　船岡久美子

異議申述期間　令和８年10月１日まで

令和８年８月５日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３８２９号

大阪市生野区桃谷２丁目21番８号、事業所所在地大阪市中央区本町橋６―21　シャンボール内本町406　橋本工業株式会社内

破産者　金子設計こと　金子　　晃

異議申述期間　令和８年10月１日まで

令和８年８月６日

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3020号

大阪市福島区福島五丁目６番３８号ラグザ大阪レジデンス１階

清算株式会社　グランド理美容株式会社

代表清算人　　伊藤よしの

１　決定年月日　令和8年7月31日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

令和8年（ヒ）第3021号

兵庫県宝塚市湯本町１番４６号宝南ショップス北館２階

清算株式会社　株式会社グランド

代表清算人　　伊藤よしの

１　決定年月日　令和8年7月31日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

令和8年（ヒ）第3022号

兵庫県宝塚市湯本町１番４６号宝南ショップス北館１階

清算株式会社　株式会社神戸グランド

代表清算人　　伊藤よしの

１　決定年月日　令和8年7月31日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

令和8年（ヒ）第3023号

大阪市福島区福島五丁目６番３８号ラグザ大阪レジデンス１階

清算株式会社　株式会社グランド商事

代表清算人　　伊藤よしの

１　決定年月日　令和8年7月31日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００６号

福岡市博多区浦田一丁目１番１号

清算株式会社　エージェイ物産株式会社

１　決定年月日　令和８年７月３１日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１号

徳島県阿南市宝田町荒井20番地

清算株式会社　株式会社ＫＳ商会

代表清算人　坂本　宗彦

１　決定年月日　令和８年７月31日

２　主文　次の協定を認可する。

協　定

１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。

３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、1円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

４　前項の場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（ヒ）第５号

静岡県浜松市中央区入野町９０２９番地の１

清算株式会社　株式会社ぴゅあサポート

代表清算人　　伊藤　裕子

１　決定年月日　令和８年７月２９日

２　主文　次の協定を認可する。

協　定

第１　通則

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社ぴゅあサポート（以下、「清算株式会社」という。）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下、「協定債権」という。）とする。

２　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

３　弁済の方法及び端数の処理

（１）弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。但し、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする。）。

（２）弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権

１　一般債権の定義

一般債権とは、協定債権のうち、後記第３．１で定義する関係者債権に該当しないものをいう。

２　一般債権の弁済及び放棄

（１）一般債権の弁済

清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から２か月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生しまたは発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。但し、株式会社日本政策金融公庫が清算株式会社に対して有する一般債権のうち、資本性ローン債権85,000,000円（以下、「劣後債権」という。）は他の一般債権の弁済に劣後するものとし、他の一般債権が全て弁済された後、弁済を受けるものとする（後記（３）に定める追加弁済の場合も同じ。）。

（２）一般債権の放棄

各一般債権者は、上記（１）の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記（１）の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。

（３）追加弁済

上記（１）による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記（２）による放棄の効力は失われるものとする。

第３　関係者債権

１　関係者債権の定義

関係者債権とは、協定債権のうち、伊藤裕子、伊藤仁士及び縣健太郎が清算株式会社に対して有する各債権をいう。

２　関係者債権についての放棄

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。

（別紙省略）

以　上

静岡地方裁判所浜松支部民事部